

【資料①－4】

ユニフォーム等への宣伝広告に関する取扱要領

公益財団法人日本野球連盟

1. 趣旨

競技用具の宣伝広告等の貼付に関することについて、次のとおり定めるものとする。
(規則3.09[注4])

2. 用語の定義

- (1) ロゴとは、シンボルマーク、ロゴマーク及びロゴタイプの総称をいう。
- (2) 商標とは、製造業者または販売業者のロゴをいう。
- (3) 規則とは、公認野球規則をいう。
- (4) 内規とは、日本野球連盟（社会人野球）内規をいう。
- (5) 個人名とは、選手及び審判員をはじめとする関係者の姓、名、イニシャルなどをいう。

3. 宣伝広告等を貼付できないもの

用 具	関連規則、商標及び色等の規制等
バット	<ol style="list-style-type: none">1. 関連規則 規則3.09[付記][注3]①、内規12. グリップエンド以外にチーム名、個人名を表記することはできない。
野手のグラブ・ミット	<ol style="list-style-type: none">1. 関連規則 規則3.09[付記][注3]③2. 商標 商標の表示 2か所以内（背帯か背帶に近い部分・親指の付け根部分・表面の指部分） 商標の大きさ 1つ目は28cm²以下、2つ目は14cm²以下3. その他 ウェブには、同色であれば背番号のプレス、刻印（レーザー刻印）または切り抜きを認める。その大きさは縦3.5cm以内、横3.5cm以内とする。
投手のグラブ	<ol style="list-style-type: none">1. 関連規則 3.07、3.09[付記][注3]③2. 色の規制等<ol style="list-style-type: none">(1) 縁取り 特に規定なし(2) しめひも 白色、灰色以外のものとする。(3) はみ出し グラブ本体と同系色で目立たないもの、もしくは革の自然色とする。(4) 縫い糸 白色、灰色、シルバー以外とする。ただし、光沢のある色および目立つ色は認められない。(5) ウエブ

	<p>同色であれば背番号のプレス、刻印（レーザー刻印）または切り抜きを認める。ただしその大きさは、縦3.5cm以内、横3.5cm以内とする。</p> <p>(6) メッシュ</p> <p>①メッシュ入りのグラブを認める。ただし、公認野球規則3.07 (a)[注]に規定の通り、本体（捕球面、背面、網）は1色でなければならない。</p> <p>②メッシュの部分と他の皮の部分の色が異なるグラブおよび他の部分が、たとえば色褪せて本来の色を失ったり、変色したりして明らかに“2色”に変わったグラブは、上記規則に抵触すると判断し、その使用を禁止する。</p> <p>3. 商標</p> <p>商標の表示 2か所以内（背帶か背帯に近い部分、親指の付け根部分、または表面の指部分） 光を反射する材質は不可</p> <p>商標の大きさ 1つ目は28cm²以下、2つ目は14cm²以下</p> <p>4. その他</p> <p>個人名、チーム名および背番号の刺繡入れも認めるが、個人名を含め、それらは親指のつけ根部分1か所に限る。個人名刺繡は最長でもグラブの親指部分の半分を超えないものとする。また、刺繡糸は単色とする。</p>
手袋	<p>1. 関連規則 規則3.09 [付記][注3]④</p> <p>2. 商標</p> <p>商標の表示 1か所（手の甲） 商標の大きさ 14cm²以下</p> <p>3. 色の規制 なし</p> <p>4. その他</p> <p>個人名、チーム名、背番号の表示を認めるが、その加工は刺繡糸、プリントとともに単色とする。</p>
リストバンド	<p>1. 関連規則 規則3.09 [付記][注3]④</p> <p>2. 商標</p> <p>商標の表示 1か所 商標の大きさ 14cm²以下</p> <p>3. バンドの長さ 15cm以下</p> <p>4. 色の規制 なし</p> <p>5. その他</p> <p>(1) 投手の使用は認めない。 (2) 15cmより長いもので前腕に装着するものはサポーターとみなす。 (3) 個人名、チーム名、背番号の表示を認めるが、その加工は刺繡糸、プリントとともに単色とする。</p>

サポーター アームスリーブ	<p>1. 関連規則 規則 3.09 [付記][注3]⑤</p> <p>2. 野手</p> <p>(1) 商標</p> <p>商標の表示 1か所 商標の大きさ 14 cm²以下</p> <p>(2) 色の規制 なし</p> <p>(3) その他 片方の腕だけの着用可</p> <p>3. 投手</p> <p>(1) 商標</p> <p>商標の表示 認めない</p> <p>(2) 色の規制 アンダーシャツと同色</p> <p>(3) その他</p> <p>①両袖の長さは同一 ②ユニフォームまたはアンダーシャツの下に着用する場合、商標表示の有無及び色は問わない。</p> <p>4. 審判員</p> <p>(1) 商標</p> <p>商標の表示 1か所 商標の大きさ 14 cm²以下</p> <p>(2) 色の規制 なし</p> <p>(3) その他 片方の腕だけの着用可</p>
アンダーシャツ	<p>1. 関連規則 規則 3.09 [付記][注3]②</p> <p>2. 商標</p> <p>商標の表示 ネック部分を含め認めない</p> <p>3. その他</p> <p>ネック部分にチーム名、個人名、背番号の表示は認める。</p>
ネックウォーマー	<p>1. 関連規則 規則 3.09 [付記][注3]⑤</p> <p>2. 商標</p> <p>商標の表示 1か所 商標の大きさ 14 cm²以下</p> <p>3. 色の規制 なし</p> <p>4. その他</p> <p>個人名、チーム名、背番号の表示を認めるがその加工は刺繡糸、プリントともに単色とする。</p>
フェイスマスク	<p>1. 関連規則 規則 3.09 [付記][注3]⑤</p> <p>2. 商標</p> <p>商標の表示 認めない。</p>

	<p>3. 色規制 なし</p> <p>4. その他 チーム名、チーム章およびそれらの頭文字の表示を認める。</p>
ベルト ソックス	<p>1. 関連規則 規則3.09 [付記][注3]②</p> <p>2. 商標 商標の表示 認めない</p> <p>3. その他 チーム名、個人名、背番号の表示は認めない。</p>
スペイクシューズ	<p>1. 関連規則 規則3.09 [付記][注3]⑤</p> <p>2. 商標 商標の表示 ベロ部分及び両サイド（ライン）とする。 靴底の商標は1か所、大きさは21cm²以下、靴底と同色もしくは単色とする。</p> <p>3. その他 チーム名、個人名、背番号の表示を認めるが、その加工は刺繡糸、プリントともに単色とする。</p>
捕手及び審判用具	<p>1. 関連規則 規則3.09 [付記][注3]⑤</p> <p>2. マスク (1) 商標 商標の表示 1か所 商標の大きさ 14cm²以下</p> <p>3. レガース (1) 商標 商標の表示 1対（左右足の膝下部または踝（くるぶし）外側） 商標の大きさ 14cm²以下 ただし、審判員においては、審判服の下に着用した状態において外部に露出しない場合はこの限りではない。</p> <p>4. プロテクター (1) 商標 商標の表示 1か所（胸部前面または左肩前面のいずれか） 商標の大きさ 28cm²以下 ただし、審判員においては、審判服の下に着用した状態において外部に露出しない場合はこの限りではない。</p> <p>(2) その他 チーム名、チーム章、都道府県名または市町村名及びそれらの頭文字の表示を認める。また、会社登録チームについては、チーム企業名、社章、企業関連ブランド名及びそれらの頭文字の表示も認める。</p>

レッグガード エルボーガード 手甲ガード 足甲ガード リストガード	<p>1. 関連規則 規則 3.09 [付記][注3]⑤</p> <p>2. 商標 商標の表示 1か所 商標の大きさ 14 cm²以下</p> <p>3. 色の規制 なし</p> <p>4. その他 個人名、チーム名、背番号の表示を認めるが、その加工は刺繡糸、プリントとともに単色とする。</p>
フィンガープロテクター	<p>1. 関連規則 規則 3.09 [付記][注3]⑤</p> <p>2. 商標 商標の表示 1か所 商標の大きさ 14 cm²以下</p> <p>3. 色の規制 なし</p> <p>4. その他 (1) 投手の使用は認めない。 (2) 個人名、チーム名、背番号の表示を認めるが、その加工は刺繡糸、プリントとともに単色とする。</p>
走墨ガード手袋	<p>1. 関連規則 規則 3.09 [付記][注3]④</p> <p>2. 商標 商標の表示 1か所 商標の大きさ 14 cm²以下</p> <p>3. 色の規制 本体、バンド、硬質部の色はそれぞれ単色で、黒色、赤色、青色または紺色のいずれかとする。また、全体で3色以内とする。</p> <p>4. 大きさの規制 ・本体：縦 30 cm以下、横 13 cm以下 ・両面指先部の硬質部：縦 12 cm以下、横 10 cm以下 ・両面の手首を保護する硬質部 手首から指先まで縦 18 cm以下、横 5 cm以下</p> <p>5. その他 個人名、チーム名、背番号の表示を認めるが、その加工は刺繡糸、プリントとともに単色とする。</p>
スポーツサングラス	<p>1. 関連規則 規則 3.09 [付記][注3]⑤</p> <p>2. 色の規制 投手は白いフレームは使用できない。</p> <p>3. その他 <u>著しく光を反射するなど試合の進行に妨げとなる</u>レンズは使用できない。</p>

直射日光軽減用シール	1. 関連規則 規則3.09 [付記][注3]⑤、規則6.02(c)(7) 2. 色の規制 なし 3. その他 (1) 商標、文字、数字等の表示は認めない。 (2) 投手の使用は認めない。
マウスピース	1. 関連規則 規則3.09 [付記][注3]⑤ 2. 色の規制 なし
テーピング 鼻腔テープ	1. 関連規則 規則3.09 [付記][注3]⑤ 2. 色の規制 なし 3. その他 商標、文字、数字等の表示は認めない。
貴金属類（光り物）、 ネックレス、ブレス レット、ピアス、時 計	装着は認めない。 ただし、スマートウォッチを除く 時計の装着については監督、コーチは 認めるが、ベースコーチは認めない。
個人の宗教信仰等に よる装着品（数珠など）	宗教上の理由などにより、装着品を取り外すことができない場合は、ユ ニフォーム及びアンダーシャツの中に入れ、試合中は一切露出しないこ と。
健康器具類と称する ネックレス、ブレス レット等	装着を認める。 ただし、投手が手首に装着することは認めない。（規則6.02(c)(7)）

4. 宣伝広告等を貼付できるもの

用 具	ロゴ等の貼付に関する事
ユニフォーム	1. 貼付するもの 背番号の上の選手名。ただし、ファミリーネーム（姓）とし、ニックネームは認めない。 2. 会長の承認を要しないもの (1) 全チームに共通して認めるもの チーム名、チーム章、都道府県名または都市町村名及びそれらの頭文 (2) 会社登録チームに限り認めるもの チーム企業名、チーム企業の社章、チーム企業関連ブランド名及びそれらの頭文字 (3) 審判員に限り認めるもの 袖番号を認める。ただし、貼付する場所は両袖のうちの1か所を

	<p>限度とする。</p> <p>3. 会長の承認を要するもの</p> <p>(1) チーム企業及び協賛企業等の商品等の宣伝広告に関するロゴ。このロゴは全員が同じものでなければならない。</p> <p>(2) 各競技者（監督、コーチ及び選手）の所属企業等のロゴ。</p> <p>(3) ロゴの大きさは縦4cm、横12cmを超えないものとする。ただし、胸部については表示するチーム名称等（背番号は除く）も含めて、縦30cm、横45cmを超えないものとする。</p> <p>4. 商標</p> <p>(1) 各競技者（監督、コーチ及び選手）のユニフォームへの商標の表示は認めない。</p> <p>(2) 審判員が着用する審判服（シャツ及びスラックス）については以下の範囲において商標の表示を認める。</p> <table border="0"> <tr> <td>商標の表示</td><td>シャツ</td><td>1か所（表面または裏面のいずれか）</td></tr> <tr> <td></td><td>スラックス</td><td>1か所（裏面）</td></tr> <tr> <td>商標の大きさ</td><td colspan="2">28cm²以下</td></tr> </table>	商標の表示	シャツ	1か所（表面または裏面のいずれか）		スラックス	1か所（裏面）	商標の大きさ	28cm ² 以下	
商標の表示	シャツ	1か所（表面または裏面のいずれか）								
	スラックス	1か所（裏面）								
商標の大きさ	28cm ² 以下									
ヘルメット	<p>1. 会長の承認を要しないもの</p> <p>(1) 全チームに共通して認めるもの チーム名、チーム章、都道府県名または都市町村名及びそれらの頭文字</p> <p>(2) 会社登録チームに限りに認めるもの チーム企業名、チーム企業の社章、チーム企業関連ブランド名及びそれらの頭文字</p> <p>(3) 背番号を表示する場合は、後方部分に限定する。</p> <p>2. 会長の承認を要するもの</p> <p>(1) チーム企業及び協賛企業等の商品等の宣伝広告に関するロゴ。このロゴは全員が同じものでなければならない。</p> <p>(2) 各競技者（監督、コーチ及び選手）の所属企業等のロゴ。</p> <p>(3) 貼付する場所は左右または後方部分に限定する。</p> <p>(4) ロゴの大きさは縦4cm、横12cmを超えないものとする。</p> <p>3. 商標</p> <p>商標の表示 認めない</p> <p>4. その他</p> <p>鍔（つば）部分には、一切の表示はできない。</p>									
帽子	<p>1. 会長の承認を要しないもの</p> <p>(1) 全チームに共通して認めるもの チーム名、チーム章、都道府県名または都市町村名及びそれらの頭文字</p> <p>(2) 会社登録チームに限りに認めるもの チーム企業名、チーム企業の社章、チーム企業関連ブランド名及びそれらの頭文字</p> <p>2. 会長の承認を要するもの</p> <p>(1) チーム企業及び協賛企業等の商品等の宣伝広告に関するロゴ。こ</p>									

	<p>のロゴは全員が同じものでなければならない。</p> <p>(2) 各競技者（監督、コーチ及び選手）の所属企業等のロゴ。</p> <p>(3) 貼付する場所は左右、または後方部分に限定する。</p> <p>(4) ロゴの大きさは縦4cm、横12cmを超えないものとする。</p> <p>3. 商標 商標の表示 認めない</p> <p>4. その他 鍔（つば）部分には、一切の表示はできない。</p>
スタッキング	<p>1. 会長の承認を要しないもの</p> <p>(1) 全チームに共通して認めるもの チーム名、チーム章、都道府県名または都市町村名及びそれらの頭文字</p> <p>(2) 会社登録チームに限りに認めるもの チーム企業名、チーム企業の社章、チーム企業関連ブランド名及びそれらの頭文字</p> <p>2. 会長の承認を要するもの</p> <p>(1) チーム企業及び協賛企業等の商品等の宣伝広告に関するロゴ。このロゴは全員が同じものでなければならない。</p> <p>(2) 各競技者（監督、コーチ及び選手）の所属企業等のロゴ。</p> <p>(3) ロゴの大きさは縦4cm、横12cmを超えないものとする。</p> <p>3. 商標 商標の表示 認めない。</p>
グラウンドコート	<p>1. 会長の承認を要しないもの</p> <p>(1) 全チームに共通して認めるもの チーム名、チーム章、都道府県名または都市町村名及びそれらの頭文字</p> <p>(2) 会社登録チームに限りに認めるもの チーム企業名、チーム企業の社章、チーム企業関連ブランド名及びそれらの頭文字</p> <p>2. 会長の承認を要するもの</p> <p>(1) チーム企業及び協賛企業等の商品等の宣伝広告に関するロゴ。このロゴは全員が同じものでなければならない。</p> <p>(2) 各競技者（監督、コーチ及び選手）の所属企業・団体等のロゴ。</p> <p>(3) ロゴの大きさは縦4cm、横12cmを超えないものとする。ただし、胸部については表示するチーム名称等（背番号は除く）も含めて、縦30cm、横45cmを超えないものとする。</p> <p>3. 商標</p> <p>(1) 各競技者（監督、コーチ及び選手）のグラウンドコートへの商標の表示は認めない。</p> <p>(2) 審判員については以下の範囲において商標の表示を認める。 商標の表示 1か所（表面または裏面のいずれか） 商標の大きさ 28cm以下</p>

バッグ類	<p>1. 会長の承認を要しないもの</p> <p>(1) 全チームに共通して認めるもの チーム名、チーム章、都道府県名または都市町村名及びそれらの頭文字</p> <p>(2) 会社登録チームに限りに認めるもの チーム企業名、チーム企業の社章、チーム企業関連ブランド名及びそれらの頭文字</p> <p>2. 会長の承認を要するもの</p> <p>(1) チーム企業及び協賛企業等の商品等の宣伝広告に関するロゴ。このロゴは全員が同じものでなければならない。</p> <p>(2) 各競技者（監督、コーチ及び選手）の所属企業・団体等のロゴ。</p> <p>(3) ロゴの大きさは縦4cm、横1.2cmを超えないものとする。</p> <p>3. 商標</p> <p>(1) 各競技者（監督、コーチ及び選手）のバッグ類への商標の表示は認める。</p> <p>(2) 審判員が使用するボールバッグについては以下の範囲において商標の表示を認める。 商標の表示 1か所（表面または裏面のいずれか） 商標の大きさ 14cm²以下</p> <p>4. その他</p> <p>個人名、背番号の表示を認めるが、その加工は刺繡糸、プリントとともに単色とする。</p>
上記用具に共通するもの	<p>1. 同じ企業等のロゴ、または各競技者（監督、コーチ及び選手）の所属企業等のロゴは、それぞれ同一の場所に貼付しなければならない。</p> <p>2. 次のようなプレイに支障のある内容およびデザインは認めない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・光を反射させる素材によりプレイに支障があるもの ・野球用ボールをかたどったり、連想させるような模様 ・内容やデザインが相応しくないと判断したもの ・その他プレイに支障があると判断したもの <p>3. 試合中のプレイで容易に欠落するような簡素な取り付け方法は避けること。</p> <p>4. JABA公式大会の主催者は、会長の承認を得て（各チームスポンサーとは別に）各大会の協賛企業等（冠スポンサー等）や記念行事等のキャンペーンとしての統一ロゴマークを全（参加）チームのユニフォーム等に貼付することができる。</p> <p>5. 以下に関する広告表示については、日本野球連盟の自主規制の対象としている商品名等が含まれているので、必ず申請前に確認すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ギャンブルに係る商品名（例：パチンコ、パチスロなど） ・アルコール飲料及び煙草の商品名（未成年者に対する表示）

5. 審判員のユニフォーム等について

JABA公式大会の主催者は、会長の承認を得て、各大会の協賛企業等（冠スポンサー等）や記念行事等のキャンペーンとしての統一ロゴマークを審判員のユニフォーム等に貼付することができるが、その取り扱いは以下のとおりとする。

（1）申請者

対象とするJABA公式大会の主催者とする。複数大会を一括して申請することもできる。

（2）貼付できるロゴ

大会等に対する協賛（冠スポンサー等）や記念行事等のキャンペーンとしての統一ロゴマークとする。ただし、JABA加盟チームに関わるロゴマークは除くものとする。

（3）貼付できる場所等

場 所：審判シャツの前面、背面及び袖部、スラックスの左右腰部、帽子の左右及び後方部分とする。ただし、審判シャツの袖部にあってはいずれかの面に連盟表示が貼付されている場合は当該面を除いた面にのみ貼付を可とする。

ロゴの個数：協賛企業等につき貼付できる上記に記載の場所ごとに1個を限度とする。

ロゴの大きさ：協賛企業等のロゴ1個につき縦4cm、横1.2cmを超えないものとする。

2000年	2月22日	理事会承認
2003年	5月29日	一部変更
2006年	8月24日	一部変更
2008年	1月 1日	一部変更
2012年	2月 1日	一部変更
2015年	7月17日	一部変更
2021年	2月16日	一部変更
2021年	12月22日	一部変更
2023年	1月 1日	一部変更
2024年	2月15日	一部変更
2025年	7月25日	一部変更